

岸和田市イメージアップ事業業務委託にかかる
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、岸和田市イメージアップ事業業務契約の受注予定者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等その他必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市イメージアップ事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 予算額

委託料の上限は 4,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

令和 7 年 7 月 9 日（水）	公募開始、実施要領・仕様書の配布開始、質疑書の受付開始
令和 7 年 7 月 24 日（木）	実施要領・仕様書の配布、質疑書受付の締切り
令和 7 年 8 月 7 日（木）・8 日（金）	企画提案書の提出
令和 7 年 8 月 18 日（月）	選定結果の通知（審査は企画提案書による書面で行う）
令和 7 年 9 月 2 日（火）	契約締結期限

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となることができる者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生

手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中にある者でないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 本市や他の地方公共団体等でシティセールス、ブランディング、メディア戦略などの事業や住民参加型ワークショップ等本業務と類似の事業を、過去5年以内に受託した実績を有すること。

6. 参加手続

(1) 担当部署、問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1 新館2階

岸和田市 総合政策部広報広聴課 シティセールス推進担当(担当:中井、西尾)

電話:072-423-9653 FAX:072-423-6409

メールアドレス:kouhou@city.kishiwada.osaka.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、次の書類を提出することとする。なお、本市で令和7年度入札参加資格審査申請を行っている場合、キ〜コは不要とする。

	提出書類	部数	注意事項
ア	参加申込書(様式1)	1部	
イ	会社概要書(様式2)	1部	
ウ	業務実績報告書(様式3)	1部	
エ	業務実施体制(様式4)	1部	
オ	提案書	7部	社名及び社名を容易に類推できる内容を記載してはならない。A4版に換算して20ページ以内とし、別添の資料は認めない。
カ	見積書	8部	社印・代表者印を押印したもの1部と、社名を特定できないもの7部。合計金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。
キ	法人の登記事項証明書	1通	写し可。
ク	法人税、消費税・地方消費税の納税証明書(その3の3)	1通	写し可。
ケ	誓約書(様式5)	1通	
コ	法人(法人市民税)の完納証明書	1通	岸和田市内に事業所を有する場合のみ必要。写し可。

(3) 書類提出

①受付日時:令和7年8月7日(木)・8日(金)の各午前9時から午後5時まで

※受付日時以外に到着した応募書類は無効とする。

②提出場所:(1)に同じ

- ③提出方法:持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時や配達されたことが証明できる方法によることとし、受付日時に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

7. 質疑・応答

- (1) 受付期間:公募開始日から令和 7 年 7 月 24 日(木)午後5時まで
- (2) 提出方法:ファクシミリ又は電子メールにて送信すること。その際、担当部署に必ず電話等で送信した旨伝え、担当部署に着信したことを確認すること。
- ※電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (3) 回 答 日:令和 7 年 7 月 28 日(月)
- (4) 回答方法:質問への回答は岸和田市ウェブサイトに掲示する。なお、個別には回答しない。

8. 提案書作成方法

仕様書のとおり。

9. 評価方法等

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり。
- (2) 評価方法
評価基準に基づき、企画提案書を選定者(総合政策部長、子ども家庭応援部長、魅力創造部長、まちづくり推進部長、学校教育部長及び生涯学習部長)が採点し、評価する。
- (3) 候補者の選定方法
- ①前記9.(2)の総合評価点が最も高い者を候補者として選定する。
- ②最高評価点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を候補者として選定する。
なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
- ③前記①・②に関わらず、総合評価点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。
- (4) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 参考見積書の金額が委託料の上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に対し、候補者としての選定又は選外について、電子メール及び郵送にて通知する。電子メールによる通知は、令和 7 年 8 月 18 日(月)午後5時 30 分までに行う予定。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、下記事項を岸和田市ウェブサイトにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合評価点及び選定理由
- (2) 候補者以外の参加者の総合評価点
- ※ 候補者以外の参加者の名称は公表しない。

11. 契約手続

- (1) 岸和田市と候補者との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、候補者を受注者として委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第 123 条第 1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 委託料の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外に利用しない。
- (4) 本市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

13. 情報公開及び提供

本市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においても、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6. (1) の担当部署あてに提出することとする。
- (4) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし受注者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、受注者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を本市が無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は本公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本公募型プロポーザルの実施後、契約締結前に候補者が指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、又は法令違反等が発覚した場合は契約できない。